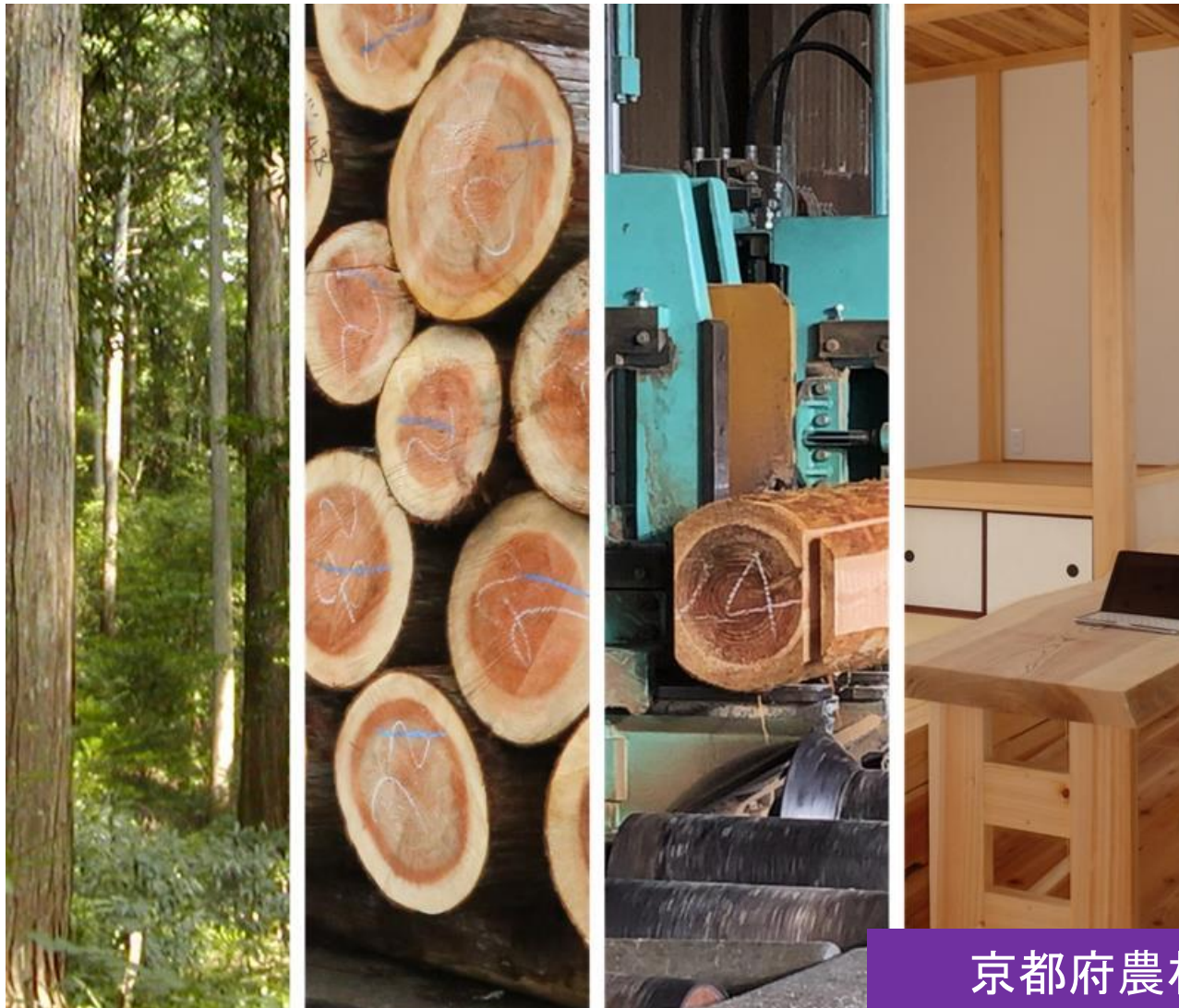


京都府産木材認証制度について



京都府農林水産部
林業振興課

京都府産木材認証制度 ～概要～

【制度の目的】

- ・木材の輸送過程における二酸化炭素排出量の削減
- ・京都府産木材利用による京都の森林の整備促進(R1.12月～)

➡ 地球温暖化防止対策に資する

【制度のイメージ】

京都府産木材認証制度

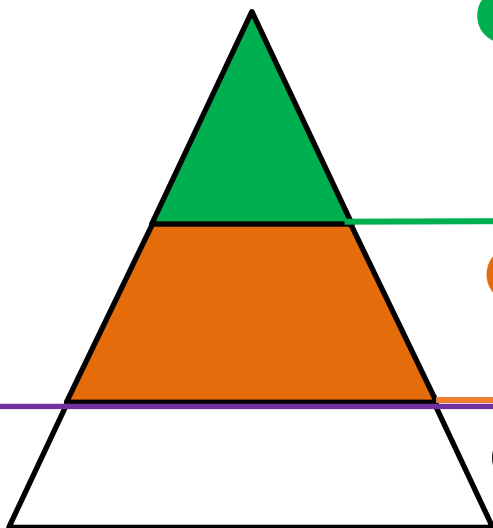
● ウッドマイレージCO2京都の木認証 (H16年度～)

認証内容: 木材の輸送時のCO2排出量(ウッドマイレージCO2)
木材の産地(京都府産)

● 京都の木証明 (R1.12月～)

証明内容: 木材の産地(京都府産)

● その他の木材



認証制度に関わる機関や事業者

認証機関

● 認証機関 ((一社)京都府木材組合連合会(府木連))

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証書の発行
- ・京都の木証明書の発行(R元.12月～)
- ・認証機関登録事業者(府外の生産・加工・流通業者等)の認定登録を行う機関

木材加工・流通業者

● 取扱事業者 (府内の事業所等)

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証又は京都の木証明の対象となる木材を分別管理して生産・加工・流通を行う事業者

● 認証機関登録事業者 (府外の事業所等)

- ・京都の木証明の対象となる木材を分別管理して生産・加工・流通を行う事業者

緑の工務店・緑の設計事務所

設計事務所
工務店等

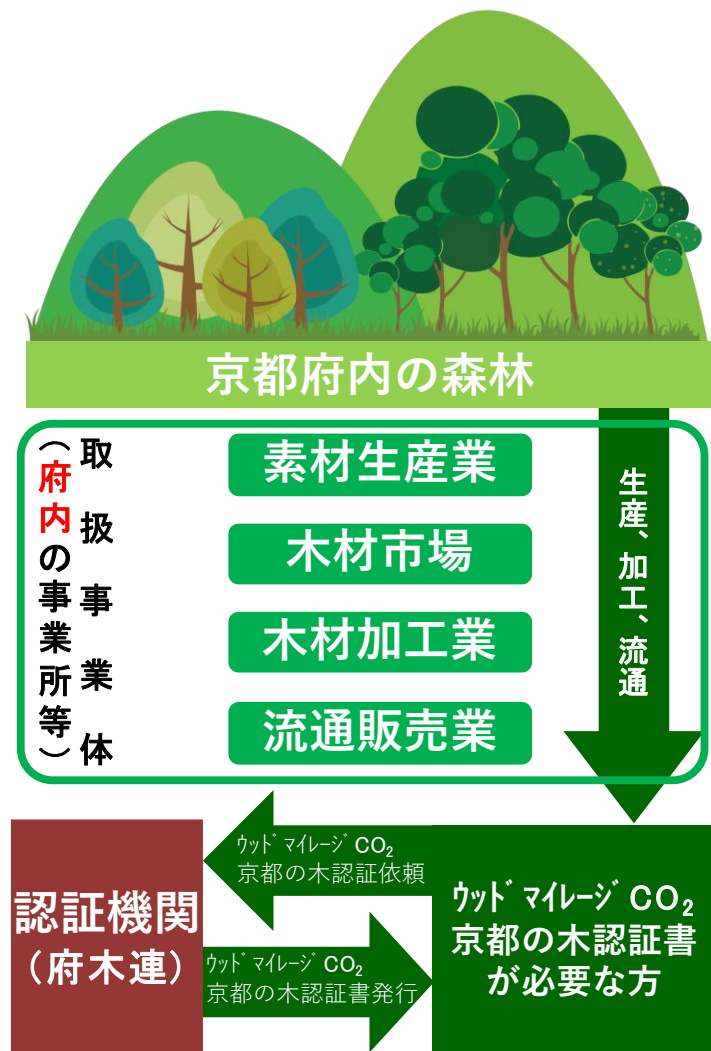
● 緑の事業者等 (全国の設計事務所、工務店)

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証又は京都の木証明の対象となる木材を使用した建築物の設計・建築を行う事業者

京都府産木材認証制度の仕組み

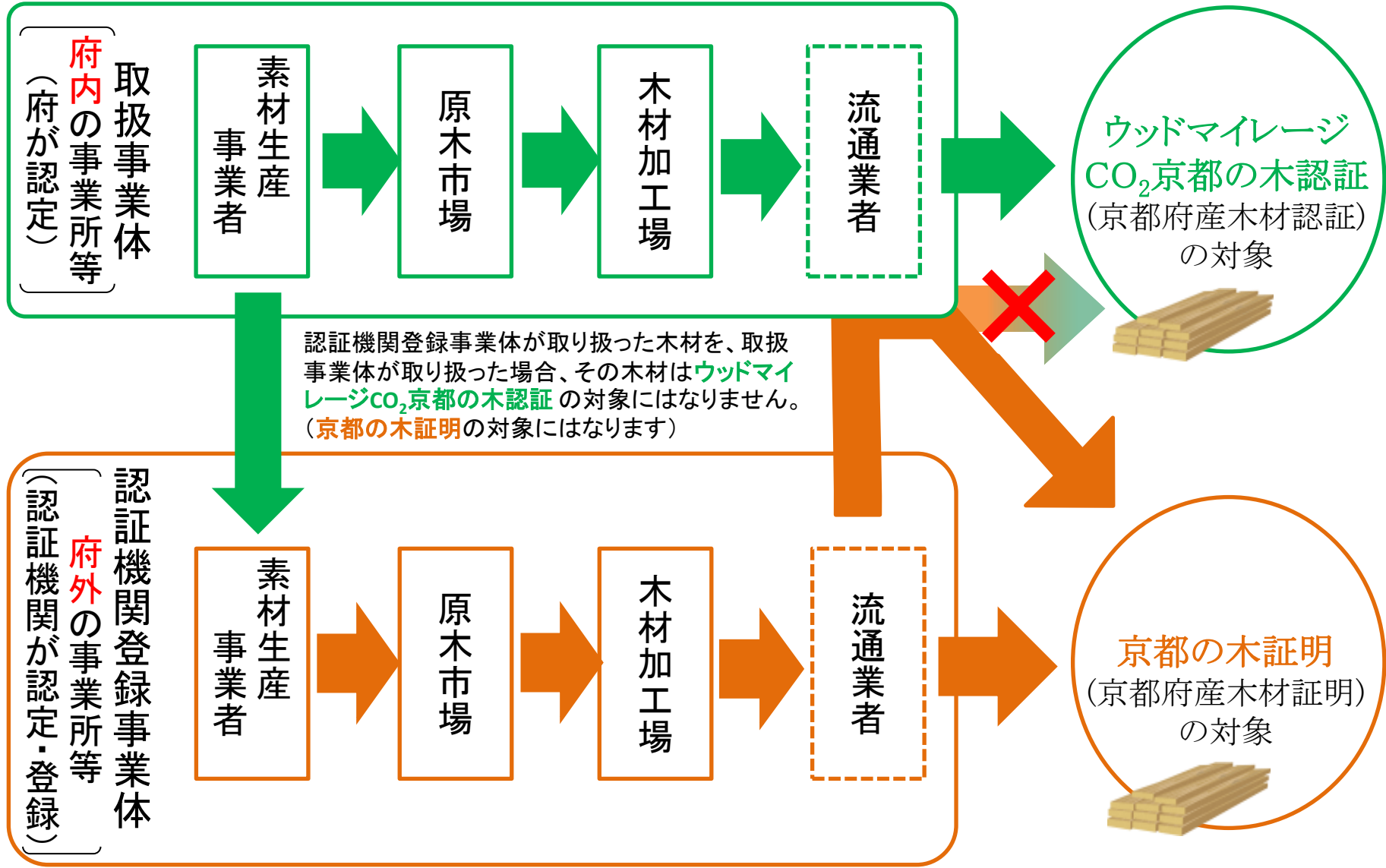
ウッド・マイルージCO₂京都の木認証
(京都府産木材証明書及びウッド・マイルージCO₂計算書の発行)

京都の木証明
(京都府産木材証明書の発行)



- **ウッド・マイルージCO₂京都の木認証**: 生産・加工・流通の全てを取扱事業体を実施
- **京都の木証明**: 生産・加工・流通の全てを、取扱事業体又は認証機関登録事業体を実施

ウッドマイレージCO₂京都の木認証と京都の木証明の木材の流れ



凡例

- ➡ ウッドマイレージCO₂京都の木認証の対象となる木材の流れ
- ➡ 京都の木証明の対象となる木材の流れ

京都府産木材認証制度の仕組み(伝票の取り扱い)

ウッド・マイルージCO₂京都の木認証
(京都府産木材証明書及びウッド・マイルージCO₂計算書の発行)

京都府内の森林

(取
扱
の
事
業
所
等)
府
内

素材生産業

木材市場

木材加工業

流通販売業

生産、加工、流通

伝票①

伝票②

伝票③

伝票④

認証機関
(府木連)

ウッド・マイルージCO₂
京都の木認証依頼

ウッド・マイルージCO₂
京都の木認証書発行

ウッド・マイルージCO₂
京都の木認証書
が必要な方

伝票④
の写し

京都の木証明
(京都府産木材証明書の発行)

京都府内の森林

(認
証
機
関
登
録
事
業
所
等)
府
外

(取
扱
の
事
業
所
等)
府
内
又
は

素材生産業

木材市場

木材加工業

流通販売業

生産、加工、流通

伝票①

伝票②

伝票③

伝票④

認証機関
(府木連)

京都の木証明依頼

京都の木証明書発行

京都の木証明書
が必要な方

伝票④
の写し

- 生産・加工・流通の全ての過程が伝票等で確認できること(帳票類(伝票等)は5年間保管)
- 認証や証明に必要なのは、購入した木材の伝票等(上図の場合伝票④の写し)
- ※ 認証機関が抽出調査により、定期的に伝票①～④についても調査

主な関連施策において必要な認証、証明

府施策	対象となる京都府産木材
<p>京都府産木材利用関連事業</p> <ul style="list-style-type: none">・ ひろがる京の木整備事業	<p>ウッドマレージCO2京都の木認証材、京都の木証明材</p>
<p>京都府地球温暖化対策条例</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定建築物での京都府産木材の利用 (R3年度から、建築物に加え敷地内の工作物での京都府産木材の利用も可能)・ 特定事業者のCO2排出削減量の算出	<p>ウッドマレージCO2京都の木認証材、京都の木証明材</p> <p>(引き続き、京都府産木材認証制度以外の木材も対象) (例:みやこ杉木、森林認証材等)</p> <p>ウッドマレージCO2京都の木認証材</p>

京都府産木材の分別管理

【分別管理の重要性】

- **ウッドマイレージCO2京都の木認証材**、**京都の木証明材**は、それぞれが府の補助事業等の対象となり、補助率等も異なる
- **ウッドマイレージCO2京都の木認証書**、**京都の木証明書**は、クリーンウッド法における合法性の根拠書類として使用可能

➡ 分別管理の徹底が重要

【取扱事業者と認証機関登録事業者、それぞれの木材の分別管理】

事業所等の場所	必要な認定等	必要な分別管理
府内	取扱事業者	ウッドマイレージCO2京都の木認証の対象木材 京都の木証明の対象木材 その他木材
府外	認証機関登録事業者	京都の木証明の対象木材 その他の木材

貯木時

加工時

製品保管時



- 場所を分ける
- 色分けする(スプレーなど)
- 看板などで明示する

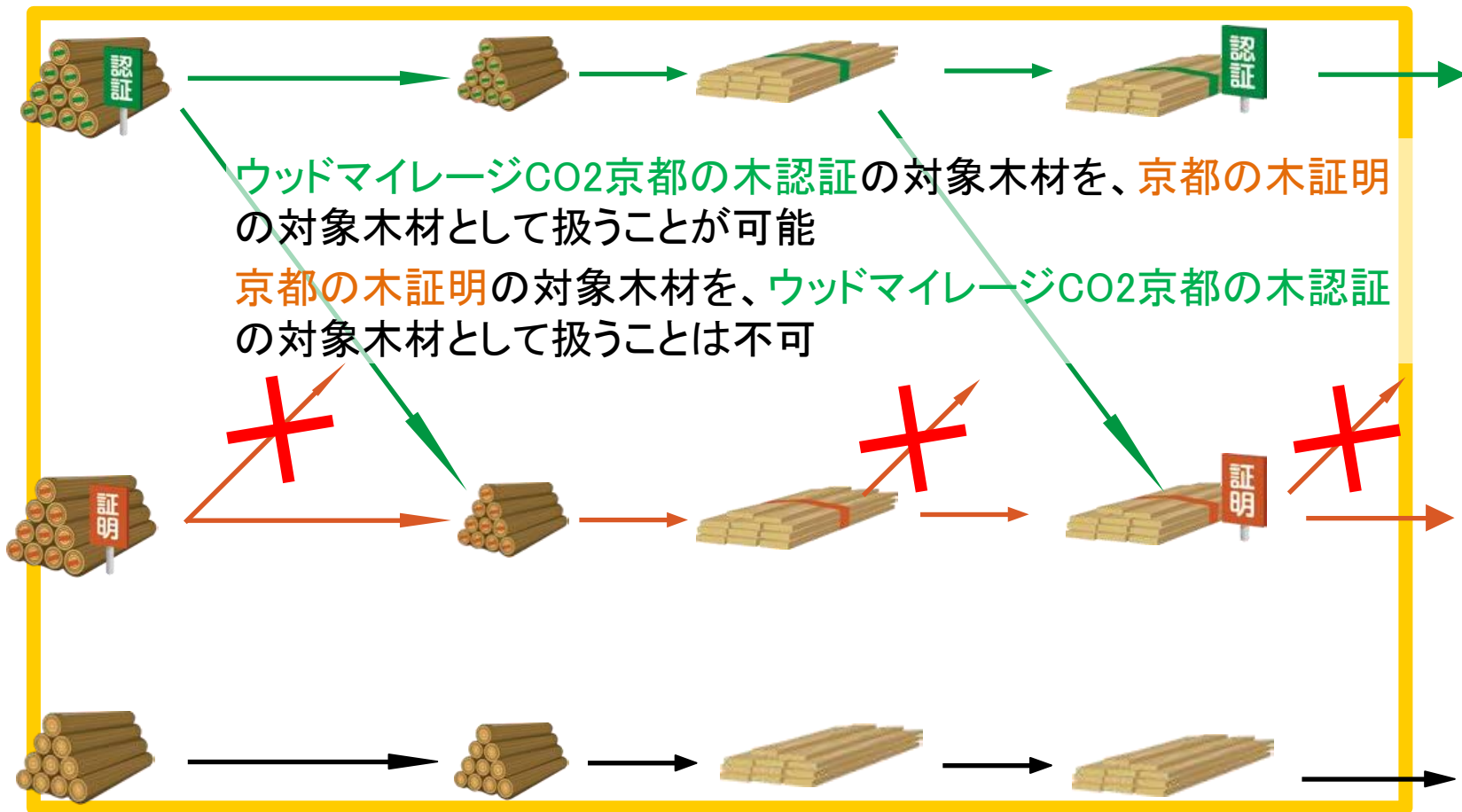
- 加工ラインを分ける
- 加工時間を分ける

- 場所を分ける
- 印字や色を変える
- ヒモ(梱包用)の色を変える
- 看板などで明示する

京都のウッドマイレージCO₂の木認証の対象

京都の木証明の対象

その他木材



取扱事業体(府内の事業所等)における木材の生産・加工・流通時の伝票の記載

【記載上の注意点】

納品書(サンプル)

No. _____
年 月 日

〇〇〇〇工務店 御中

事業体番号 [取扱事業体認定番号]

〇〇製材所
代表者名

下記のとおり納品申し上げます。

品名	樹種	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (ウッドマイレージ CO ₂ 京都の木認証対象)
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
合計							

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。

【注】記載例

「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」の対象になる木材の場合：
「上記の京都府産木材は、京都府産(ウッドマイレージCO₂京都の木認証対象)」等と記載。

「京都の木証明」の対象になる木材の場合：「上記の京都府産木材は、京都府産(京都の木証明対象)」等と記載。

取扱事業体認定番号

どの木材が京都府産木材か分かるように記載

例 1

● 摘要欄に「京都府産(ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証対象)又は「京都府産(京都の木証明対象)」と記載

例 2

● ※印を付ける
「※印は京都府産(ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証対象)又は「※印は京都府産(京都の木証明対象)」と記載

など

京都府産木材であること
合法的に伐採されたこと

【伝票の記載上の注意(令和3年5月1日以降の伝票の標記)】

※ 「ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証」の対象になる木材は「京都の木証明」の対象になります。

※ 「京都の木証明」の対象になる木材は、「ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証」の対象にはなりません。

※「京都府産」のみ標記されている場合は、「京都の木証明」の対象になる木材となります

貯木時

- 場所を分ける
- 色分けする(スプレーなど)
- 看板などで明示する

加工時

- 加工ラインを分ける
- 加工時間を分ける

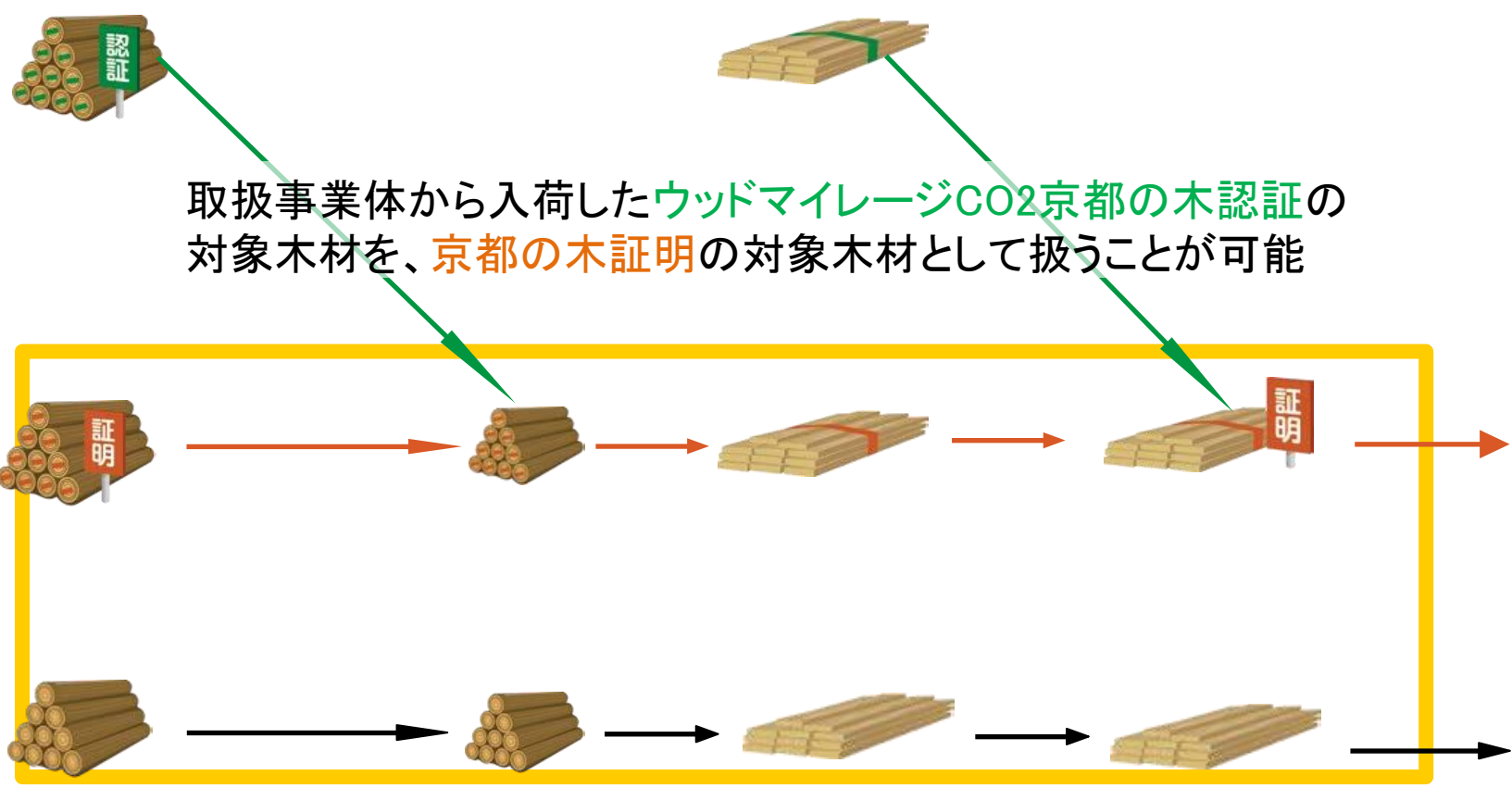
製品保管時

- 場所を分ける
- 印字や色を変える
- ヒモ(梱包用)の色を変える
- 看板などで明示する

京都の木認証の対象

京都の木証明の対象

その他



出荷

認証機関登録事業体(府外事業所等)における木材の生産・加工・流通時の分別管理

【記載上の注意点】

納品書(サンプル)

No. _____
年 月 日

〇〇〇〇工務店 御中

事業体番号 認証機関登録事業体番号

〇〇製材所
代表者名

下記のとおり納品申し上げます。

品名	樹種	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
合計							

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。

【注】記載例
「京都の木証明」の対象になる木材の場合:「上記の京都府産木材は、京都府産(京都の木証明対象)」等と記載。

認証機関登録事業体の番号

どの木材が京都府産木材か分かるように記載

例 1

- 摘要欄に「京都府産(京都の木証明対象)」と記載

例 2

- ※印を付ける
「※印は京都府産(京都の木証明対象)」と記載

など

京都府産木材であること
合法的に伐採されたこと

【伝票の記載上の注意(令和3年5月1日以降の伝票の標記)】

- ※ 取扱事業体から入荷した「ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証」の対象になる木材は「京都の木証明」の対象になります。
- ※「京都府産」のみ標記されている場合は、「京都の木証明」の対象になる木材となります

次ページ以降は、
時間の余裕があれば、
お話しします。

クリーンウッド法の改正について

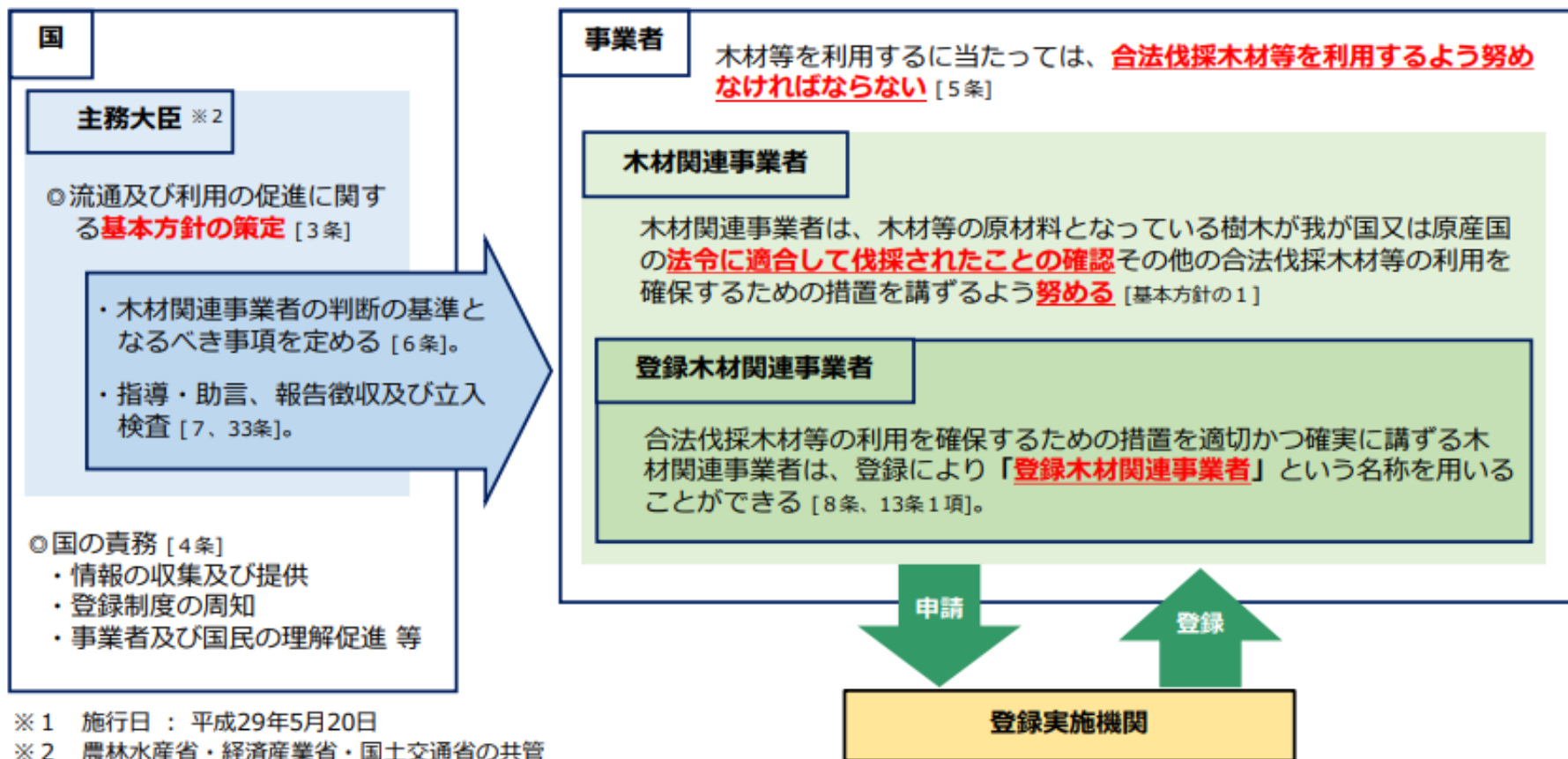
京都府産木材認証制度	クリーンウッド法
<ul style="list-style-type: none">・産地証明・CO2排出量がより少ないことの証明	<ul style="list-style-type: none">・適法に伐採された木材であることの証明

- どちらも、事業者の「ルールに則った取組」と、「正しい情報のリレー」が重要

現行クリーンウッド法の概要

- **事業者**は、木材等を利用するに当たっては、**合法伐採木材等を利用するように努めなければならない**旨を規定。
- **木材関連事業者が取り組むべき措置**として、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の**法令に適合して伐採されたことの確認（合法性の確認）**等を規定。
- 取り組むべき措置を**確実に講ずるもの**は、主務大臣が登録した登録実施機関による**登録を受けることができる**。
- 附則において、**施行後5年を目途**として、**施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる**ことを規定。

□ 現行クリーンウッド法※¹の基本的な仕組み



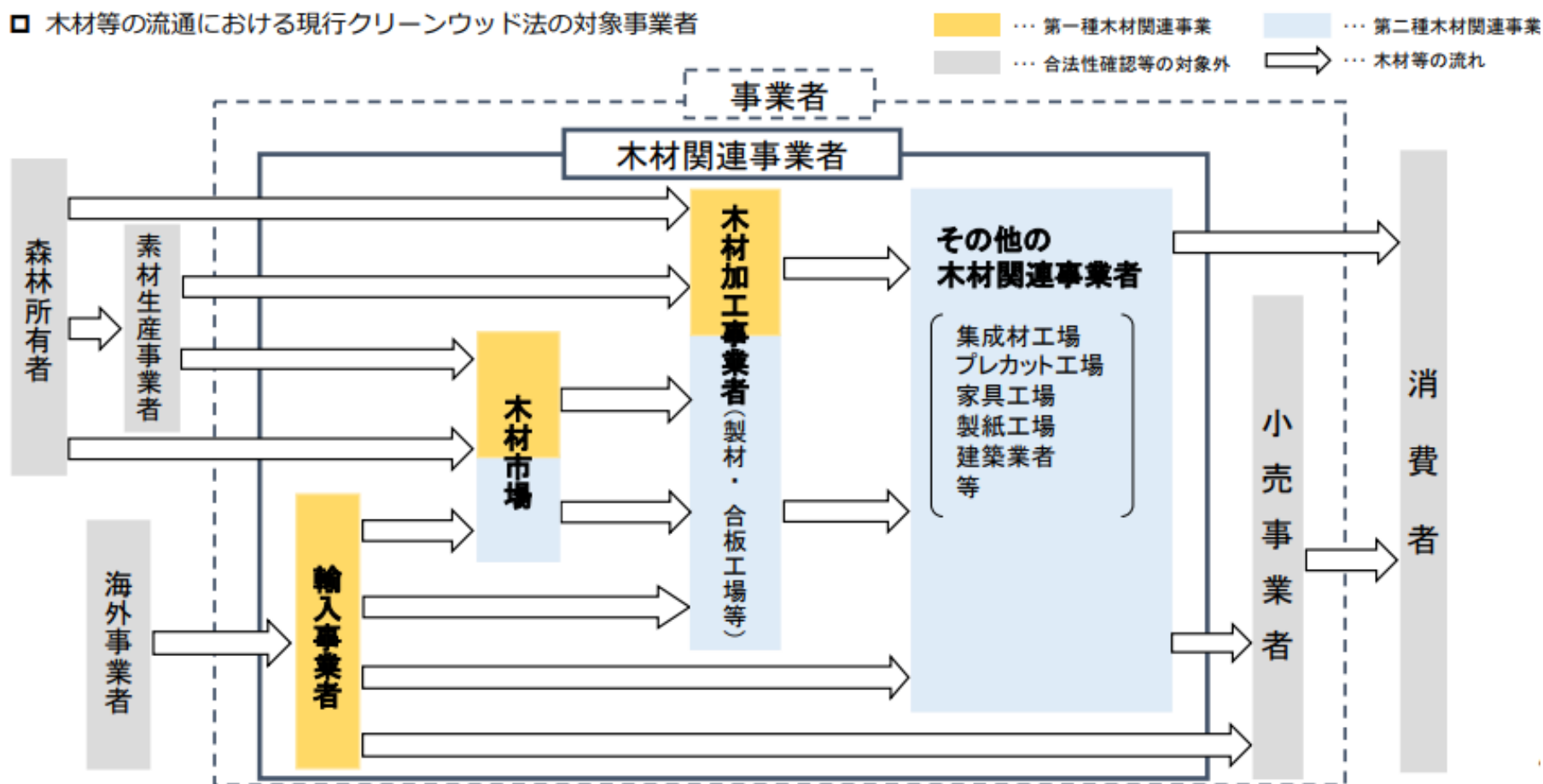
※¹ 施行日：平成29年5月20日

※² 農林水産省・経済産業省・国土交通省の共管

現行クリーンウッド法の対象事業者

- 木材関連事業者：木材等の製造、加工、輸入、輸出、販売（消費者に対する販売を除く。）、利用等の事業を行う者。
- **第一種木材関連事業**：**樹木の所有者から丸太を譲り受け、加工・輸出・販売を行う事業、木材等の輸入を行う事業。**
- 第二種木材関連事業：第一種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業。

□ 木材等の流通における現行クリーンウッド法の対象事業者



合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

令和5年
5月8日 公布

1. 背景

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれ。
- 現行制度は、①事業者に**合法伐採木材等の利用の努力義務**を課すとともに、②**合法性の確認等を確実に行う木材関連事業者を第三者機関が登録**すること等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進。
- しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等の状況。
- G7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、**更なる取組の強化が必要**。

2. 法律の概要

(1)川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、**川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を義務付け**（第6条～第8条）。

(2)素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

- (1)で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、**素材生産販売事業者に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことを義務付け**（第9条）。

(3)小売事業者の木材関連事業者への追加

- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、**小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録を受けることができるよう措置**（第2条第4項）。

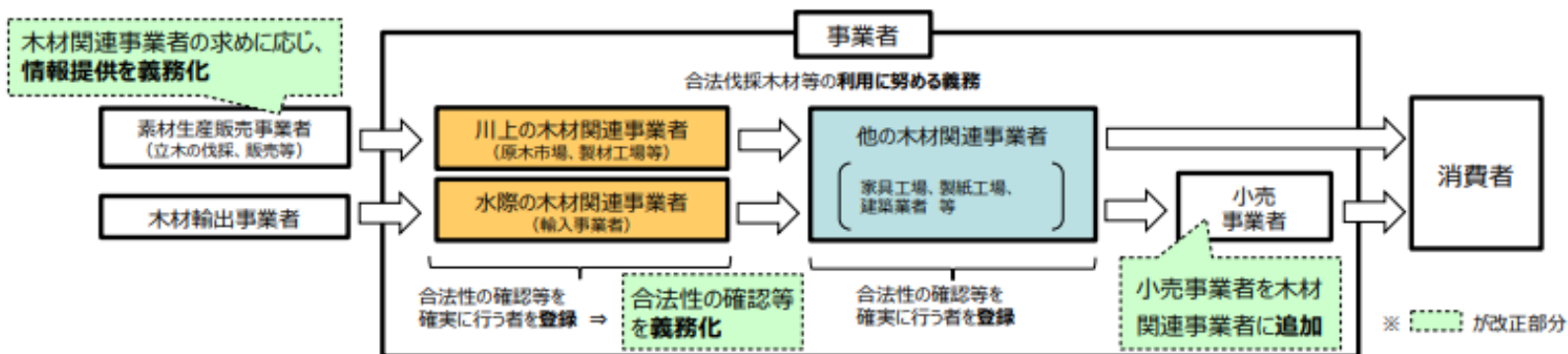
(4)その他の措置

- (1)及び(2)に関し、主務大臣による**指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等を措置**（第10条、第11条、第45条等）。
- 木材関連事業者が(1)のほか、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、**違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置等を明確化**（第13条）。
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する**定期報告の義務付け、関係行政機関の長等に対する協力要請を措置**（第12条、第41条）。

3. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

令和7年度から施行（予定）



改正クリーンウッド法の要点

1

木材関連事業者の求めに応じ、
情報提供を義務化

2

合法性の確認等を
義務化

3

木材関連業者に
追加

4

命令違反等の場合
の罰則等を追加

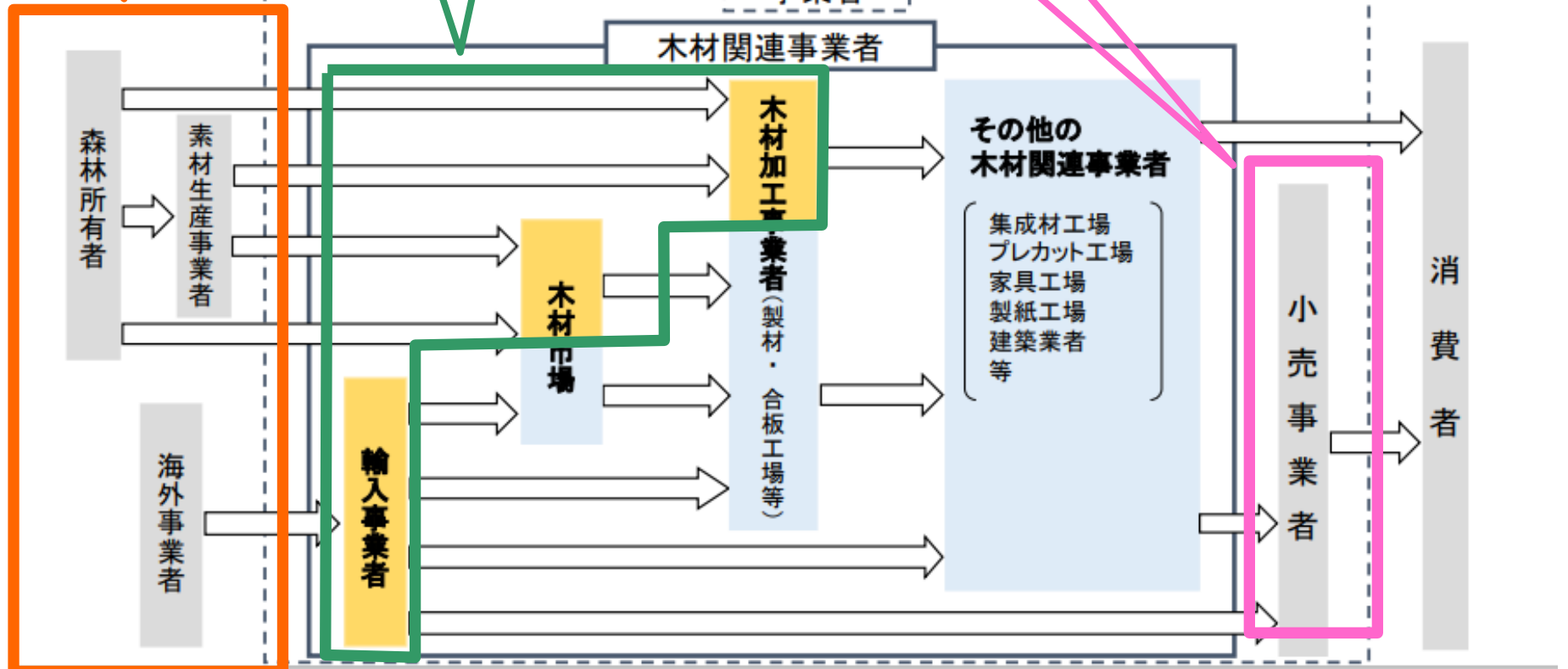
□ 木材等の流通における現行クリーンウッド法の対象事業者

● … 第一種木材関連事業

■ … 第二種木材関連事業

○ … 合法性確認等の対象外

→ … 木材等の流れ



【参考資料】
京都府産木材認証制度の変遷

京都府産木材認証制度 ～近年の主な変更点～

●H29.4

▪ 取扱事業体の認定範囲を変更

(R1年5月1日以降、府が認定する木材の生産・加工・流通（以下、加工等）を行う事業所等を、原則府内に限定)

▪ 緑の事業体は京都府産木材利用推進協議会に加入

(これまで取扱事業体で構成していた京都府産木材利用推進協議会に、緑の事業体が加入することを要件化)

▪ 運用の制定

(証明の対象となる京都府産木材、取扱事業体認定の特例等を規定)

●H30.4

▪ 指定認証機関の指定要件の変更

指定認証機関が変わりました。
(一社)京都府木材組合連合会

▪ 合法性の確認をクリーンウッド法に準拠

(取扱事業体、緑の事業体の業務が追加)

●H30.12

▪ 取扱事業体認定範囲の変更の実施時期を変更

(取扱事業体認定範囲を原則府内とする規定の実施時期を変更

R1年5月1日以降 → R2年5月1日以降)

※R1～R3にかけて、段階的に府内に限定

京都府産木材認証制度 ～近年の主な変更点～

●R1.12

▪ 京都府産木材証明を追加

(京都府産木材認証 (ウッドマイレージCO₂京都の木認証) に加え、京都府産木材証明書のみを発行する京都府産木材証明 (京都の木証明) を追加)

▪ 取扱事業体認定範囲の変更と認定の特例 (特認) の手続きを規定

(R2年5月1日以降、府が認定する木材の加工等) を行う事業所等を、原則府内に限定)

※ただし、一部の府外の事業体については、取扱事業体認定の特例 (特認)

●R3.4

▪ 取扱事業体認定の特例 (特認) の廃止

(府外の事業所等を取扱事業体に認定する特例 (特認) を廃止)

※府外の事業所等は、認証機関の認定登録を受けることで、「京都の木証明」の対象木材の取り扱いが可能

▪ 緑の事業体等の登録対象地域の拡大

緑の事業体等の登録対象地域を拡大

※ 改正前：府及び府隣接府県 ⇒ R3.4～：地域の制限なし

京都府産木材利用推進協議会

取扱事業者、緑の事業者が京都府産木材利用推進協議会を設立し、認証機関や府と連携しながら、京都府産木材の供給や利用推進の取組を実施しています。

京都府産木材利用推進協議会

京都府産木材の供給・利用を推進

取扱事業者

緑の事業者
(H29年度から加入)

認証機関登録事業者(賛助会員)

認証機関

連携
協力

京都府

R2年度の主な実施内容

- ・京都の木の家づくり表彰
- ・ホームページの保守
「京都の木検索ナビ」
「京都の木の家づくり」
- ・京都府産木材利用や認証制度に関する講習会等の開催
- ・普及啓発資材の制作・配布

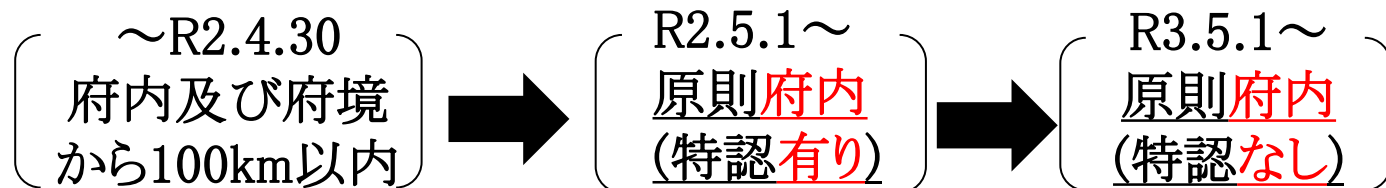
- ・事務局:(一社)京都府木材組合連合会
- ・構成:取扱事業者、緑の事業者及び認証機関登録事業者(賛助会員)(R1.12~)
- ・会費等:毎年総会で決定

「ウッドマイレージ認証」と「京都府産証明」に関わる事業者

京都府産木材認証制度

● ウッドマイレージCO2京都の木認証 (H16年度～)

- ※ ウッドマイレージCO2京都の木認証の対象木材の生産・加工・流通を行う事業者(取扱事業者)の範囲は、R1年からR3年にかけて、段階的に原則府内に変更(クローズ)



● 京都の木証明 (R1.12月～)

- ※ 京都の木証明の対象木材の生産・加工・流通を行う事業者の範囲は、府内(取扱事業者)と府外(認証機関登録事業者)

● その他の木材

取扱事業者、認証機関登録事業者が取り扱う木材

【改正前(R3.4.30まで)】

事業所等の場所	必要な認定等	取り扱える京都府産木材
府内	取扱事業者	ウッドマレージCO2京都の木認証の対象木材 京都の木証明の対象木材
府外	取扱事業者(特認)	ウッドマレージCO2京都の木認証の対象木材(特認業務のみ) 京都の木証明の対象木材(特認業務のみ)
	認証機関登録事業者	京都の木証明の対象木材
	取扱事業者(特認) 認証機関登録事業者	ウッドマレージCO2京都の木認証の対象木材(特認業務のみ) 京都の木証明の対象木材



【改正後(R3.5.1～)】

事業所等の場所	必要な認定等	取り扱える京都府産木材
府内	取扱事業者	ウッドマレージCO2京都の木認証の対象木材 京都の木証明の対象木材
府外	認証機関登録事業者	京都の木証明の対象木材